

特定非営利活動法人日本小児循環器学会・心血管疾患の遺伝子疫学委員会規則

(目的)

第1条 日本小児循環器学会・心血管疾患の遺伝子疫学委員会（以下「疫学委員会」という）は、日本小児循環器学会（以下本学会）およびその分科会（以下本分科会）における心血管疾患の遺伝子医学および疫学情報を啓発し、多施設共同による遺伝子・疫学研究を推進することにより、小児循環器診療・研究・教育に貢献することを目的とする。

(構成と定員)

第2条 疫学委員会の構成は、理事会で承認された委員長と委員からなる

2. 疫学委員会委員の定員は10名程度とし、複数名の副委員長を置く。
3. 疫学委員会は、事務局のある東京地区の複数施設の委員で構成する。
4. 疫学委員会は業務遂行のため、随時必要に応じて全国に協力員を要請することができる。疫学委員会での議事について、随時検討・確認を行う地区代表員12名程度と、遺伝子・疫学研究に協力する協力員（定員100名まで）から構成される。
5. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に協力員として委員会への出席および議論への参加を求めることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選任方法)

第4条 委員は、評議員から委員長の推薦、および理事会において選任する。

2. 委員長は、理事会において選任された評議員または担当理事があたる。
3. 副委員長は委員長の推薦、理事会ないし委員の互選によって定める。

(解任)

第5条 委員の解任は、委員会によって動議され、理事会において3分の2以上の議決により行うことができる。

(補充)

第6条 委員がその職を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て、補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第7条 疫学委員会の業務は、学会または分科会として現在ないし将来の小児循環器に関連する遺伝子医学・疫学情報の集積と啓発である。本学会および本分科会に所属する多施設共同による遺伝子・疫学研究を推進する。

(運営)

第8条 疫学委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。

2. 疫学委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。出席できない場合は、委任状を提出することができる。
3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 疫学委員会の議事については、議事録を作成する。
5. 疫学委員会の議事録については、地区代表員により検討され、適切な議論を経て承認を得る。委員会と地区代表員との議論については、電子メール、その他の電子媒体を用いる。
6. 疫学委員会で決定・承認された多施設共同遺伝子・疫学研究を、委員会と全国協力員の共同で遂行する。全国協力員との連絡には、電子メール、その他の電子媒体を用いる。

(事務局)

第9条 疫学委員会の事務局は、東京女子医科大学循環器小児科（事務局長：古谷喜幸）に置く。

(改正)

第10条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるものの他、疫学委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成27年9月27日から施行する。